

# 準公営企業室関係資料

## <病院事業>

- 公立病院改革の推進 ..... 1
- 平成26年度税制改正大綱(抄) ..... 3
- 下水道事業 ..... 4

## <下水道事業>

## <その他の事業>

- 観光施設事業及び宅地造成事業等における  
財政負担リスク限定の取組について ..... 5

## <施設の除却経費に対する財政措置>

- 施設の除却経費に対する財政措置【病院事業】 ..... 6
- 下水道事業において施設の除却経費に対して  
地方債の対象とするものの例 ..... 8

# 公立病院改革の推進

## 1 財政措置の継続

「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)を踏まえ、関係地方公共団体が策定した「公立病院改革プラン」に基づく取組みに対し、平成25年度まで一般会計出資債等の財政措置を行ってきた。

当該財政措置について、上記取組みが平成25年度までに完了せず、平成26年度以降に継続する場合には、現行と同様の財政措置を講じる。

### 【財政措置の主な内容】

- 公立病院等(公的病院を含む。)の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に際し、通常の医療機能整備に比して割高となる経費の1/2以内について、一般会計からの出資を行う場合、病院事業債(一般会計出資債)を措置するとともに、その元利償還金の1/2について普通交付税措置
- 再編・ネットワーク化に伴う公立病院の医療提供体制の見直しにより不要となる病棟等施設の除却等に要する経費の財源に充てるため、一般会計から病院事業会計に対して行う繰出金等の額の1/2を特別交付税措置
- 改革プランに基づく公立病院の医療提供体制の見直しにより、病床数の実質的な削減が行われた場合については、削減を行った年度を初年度とす5年間の病床数について、当該削減を行う前の病床数を有するものとみなして普通交付税措置

## 2 今後の取組み

厚生労働省と連携をとりつつ、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号)に盛り込まれている地域の医療提供体制の構想(地域医療ビジョン)に係る取組みの時期を踏まえ、これと一体的・整合的に公立病院改革を進めることが可能となるよう、新たなガイドラインを平成26年度中を目途に示す。

(参考)

## 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（抄）

### （医療制度）

#### 第4条 略

4 政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じた、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。次項及び同条第二項において同じ。）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療及び在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項

イ 病院又は診療所（以下このイにおいて「病院等」という。）の管理者が、当該病院等が有する病床の機能に関する情報を、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告する制度の創設

ロ イに規定する制度により得られる病床の機能に関する情報等を活用した都道府県による地域の医療提供体制の構想の策定及び必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化その他の当該構想を実現するために必要な方策

ハ 次に掲げる事項に係る新たな財政支援の制度の創設

(1) 病床の機能の分化及び連携等に伴う介護サービス（介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービスをいう。次条第二項において同じ。）の充実

(2) 地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等の推進  
(中略)

6 政府は、第四項の措置を平成二十九年年度までを目的に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを旨とする。

# 平成26年度税制改正大綱（抄）

平成25年12月12日  
自由民主党  
公明党

## 第二 平成26年度税制改正の具体的内容

### 三 法人課税

#### 9 その他 （地方税）

(2) 移行型地方独立行政法人等に係る非課税措置について、適用対象を全ての地方独立行政法人に拡充する（非課税地方独立行政法人の規定があるその他の全ての税目についても同様とする。）。

# 公営企業の経営に当たっての留意事項について(抄)

平成21年7月8日総財公第103号、総財企第75号、  
総財経第96号  
総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営  
企画室長・地域企業経営企画室長

## 第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

経営計画等の策定に当たっては、事業の種類に応じ、次の事項に留意されたい。

### 四 下水道事業

#### 1 経営について

- (1) 下水道事業は一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたるなど、地方公共団体の財政運営に与える影響が多大であることを十分認識し、人口動態や普及率、水洗化率の伸率など現実的な見通しに基づく収支計画を踏まえて適切な事業の実施に努めること。
- (2) 下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うこと。
- (3) 投下資本の早期回収を図るため、資本費、維持管理費等を考慮した長期の財政見通し等を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めること。その際、併せて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。
- (4) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については可能な限り民間等への委託を推進すること。
- (5) 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体においては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。
- (6) 水洗化率及び有収率が低い事業については、有収水量の増加による使用料収入の確保及び施設の利用率改善のため、接続促進や不明水削減等により早期改善を図ること。
- (7) 経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適当であること。特に、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。
- (8) 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20㎡を前提として行われていることに留意すること。
- (9) 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めること。

# 観光施設事業及び宅地造成事業等における財政負担リスク限定の取組について

## <取組の背景・趣旨>

- ・ 公営企業の中で、観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、また、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業。
- ・ 事業の採算性が著しく悪化した場合、累積した赤字を公費(税金)で処理することになり、住民生活に必要不可欠な公共サービスの縮小や住民負担の増大につながる恐れがあるため、財政負担リスクの限定を図る取組が必要。

## <取組内容> (平成23年12月28日付け総務副大臣通知の概要)

### ①基本的な考え方

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。

### ②地方債の取扱い

上記を踏まえた上でなお地方公共団体が新たに事業を実施(新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なる場合を含む。)する場合には、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満(※)である事業を同意等の対象とする。

(※)次の算式によって算定した値が25%未満であること

$$\frac{A}{B} + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

A 当該事業に係る起債予定額の総額(償還時の特定財源を除く。)

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

公的支援(出資・貸付け・補助)の場合は、記号Aに損失補償契約に係る債務を加える。

# 施設の除却経費に対する財政措置【病院事業】

## I 現行措置

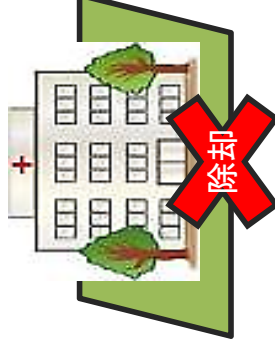
- 既存施設の除却経費については、新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合のみ、病院事業債の対象
- 医療提供体制の見直しに伴い不要となる施設の除却等に要する経費の一部について、一般会計繰出金の対象とし、その1/2を特別交付税措置(H11年度～)

## II 来年度以降の措置(案)

### 1 現地建替え



建替



【財政措置】

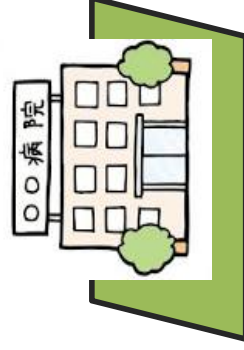
(現在) (来年度以降)

・病院事業債: ○ → ○

※ 元利償還金の1/2一般会計繰出、その60%  
に対して交付税措置

※ 特別交付税措置については、公立病院改革プランに基づく取組みがH25年度までに完了せず、H26年度以降に継続する場合に措置することとしている。

### 2 移転建替え



建替



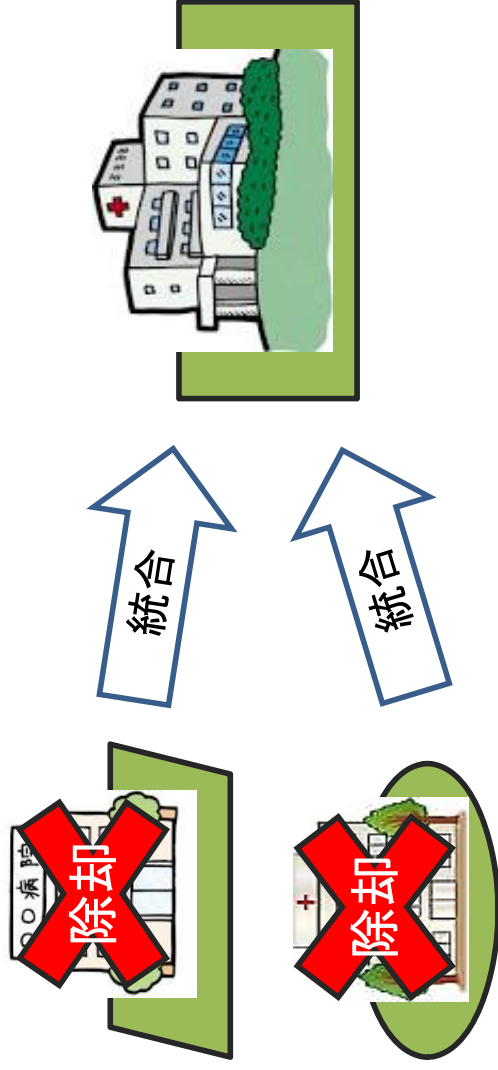
【財政措置】

(現在) (来年度以降)

・病院事業債: × → ○

※ 交付税措置なし

### 3 病院の統合・再編（他病院があることによって特会が残る場合の病院廃止を含む。）



#### 【財政措置】（現在）（来年度以降）

・病院事業債： × → ○

※ 交付税措置なし

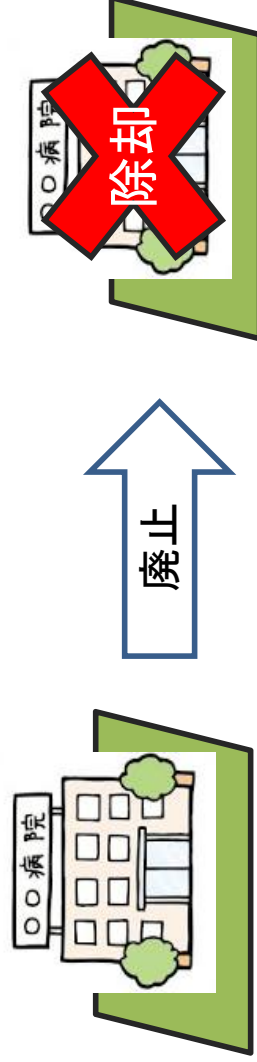
又は

（現在）（来年度）

・特別交付税措置：○ → ○

※ 対象経費に対して当該年度に一般会計繰出をした場合、その1/2を特交措置

### 4 事業の廃止（特別会計を廃止する場合）



#### 【財政措置】（現在）（来年度以降）

・病院事業債： × → ×

（現在）（来年度）

・特別交付税措置：○ → ○

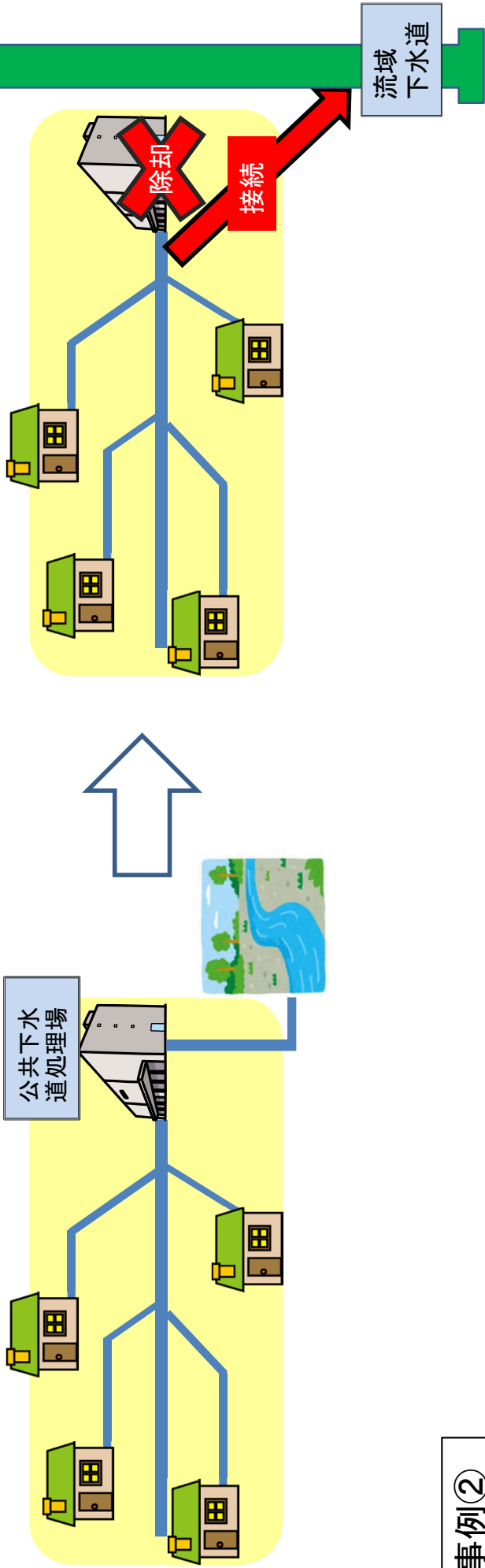
※ 対象経費に対して一般会計繰出をした場合、その1/2を特交措置



# 下水道事業において施設の除却経費に対して地方債の対象とするものの例

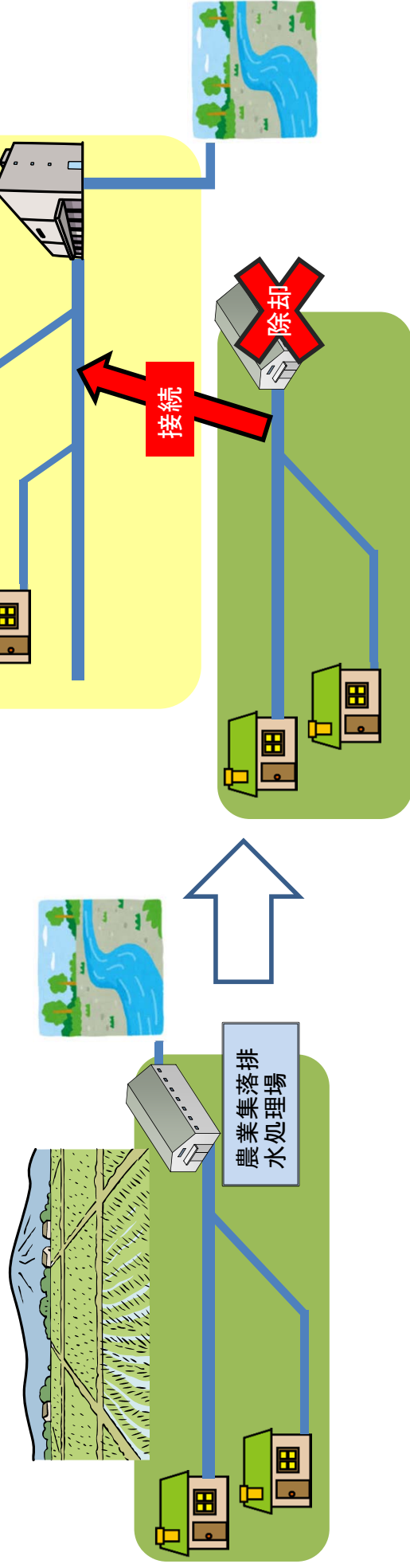
## 事例①

県の管理する流域下水道に接続するため、公共下水道の処理場を除却



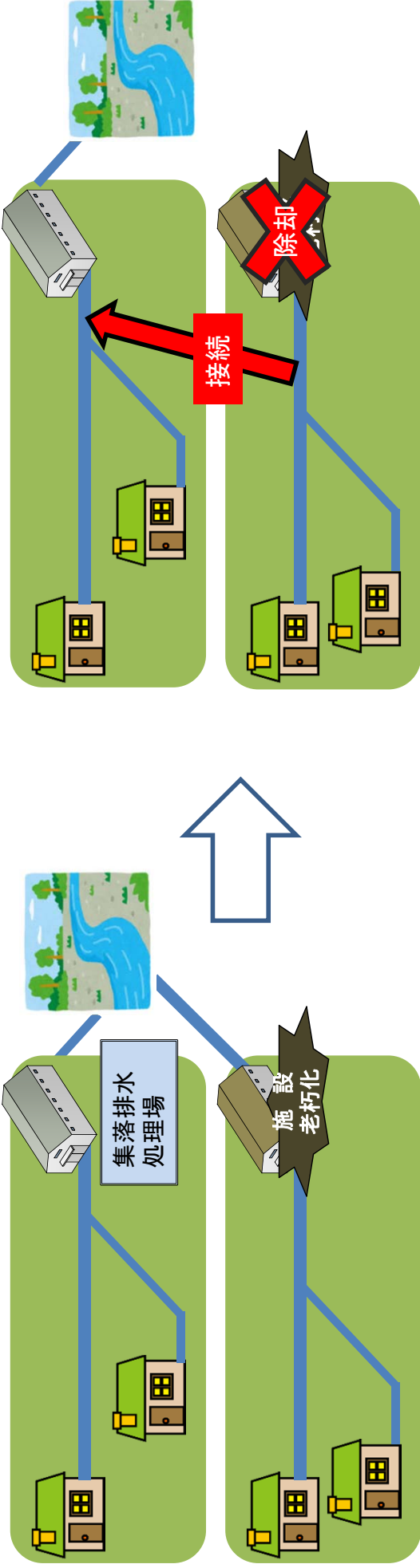
## 事例②

公共下水道に接続するため、農業集落排水処理場を除却



### 事例③

隣接する農業集落排水処理場の機能統合



### 事例④

マンホールポンプの導入によりポンプ場を除却

